



共生社会の実現に向けた支援等の充実

- 障害の有無にかかわらず、すべての人に居場所と出番のある共生社会の実現に向けた支援の充実を図りたい。

【提案・要望先】 内閣府、厚生労働省

1. 提案・要望内容

(1) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- 事業者向け合理的配慮提供のための助成事業の新設
- メディア等を活用した合理的配慮、障害の社会モデルの普及・啓発の促進
- 国、都道府県、市町との役割分担の明確化と体制整備

(2) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の新設

- 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業が続けられるための支援の充実

2. 提案・要望の理由

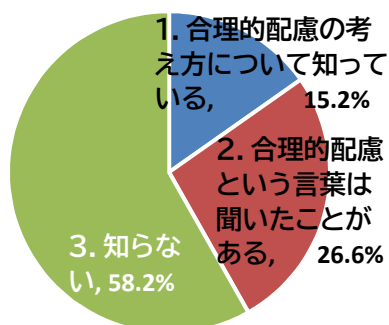
- パラリンピックを機に高まった障害者への理解を一過性のものとせず、今後予定される改正障害者差別解消法の円滑な施行のためには、特に事業者に向けた丁寧な周知・啓発および環境整備を促進するための支援措置等が必要。
- 民間事業者や自治会などの合理的配慮の提供を後押しするために、好事例となる取組を支援するモデル事業が必要。
- 糸賀一雄記念財団が平成 30 年度から厚生労働省の「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を受託し、令和 4 年度で 5 年目の節目を迎える。今後は、本事業を通じて各地で養成された「福祉語り部」や福祉団体を核として、都道府県単位で、共生社会の理念等を浸透させる取組を、主体的かつ継続的に展開できるような施策が必要。

(本県の取組状況と課題)

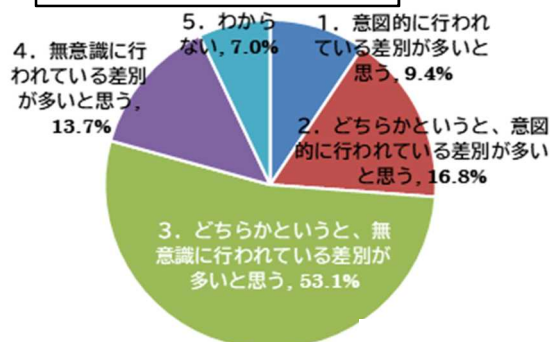
(1) 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

○ 本県においては、令和元年10月から事業者に対しても合理的配慮の提供を義務付け、合理的配慮の提供の考え方や障害の社会モデルの理念についての普及啓発に努めてきているものの、幅広い層への浸透は進んでいない状況である。

合理的配慮



差別を行っている人の意識



R3.7 県政モニターアンケート(n=256)

【本県の普及啓発活動】

- ・合理的配慮の先駆的取組に対する助成モデル事業
- ・事業者、県民等を対象としたフォーラムや出前講座の開催
- ・小学生向け教育資材の作成、提供
- ・関係団体と共同した啓発資材配布
- ・県、市町の広報媒体やパンフレット、チラシによる随時啓発 等

(2) 共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の新設

【厚生労働省主催】 令和元年度 共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業

共生社会 フォーラム

in 滋賀

〈2020 | 全体フォーラム〉
シンポジウム・講演・映像視聴・表現活動鑑賞
をとおして考える「これからの共生社会」

令和2年 2月7日(金) 10:30~19:00
(入場無料)

大津プリンスホテル (滋賀県大津市におの浜4-7-7)

参加定員：300名 / 参加無料【要申込】

厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。

H30: 埼玉、福岡、北海道、岡山、滋賀

R1: 埼玉、鳥取、兵庫、岩手、長崎、岡山、滋賀

R2: 鹿児島、新潟、千葉

R3: 7県で開催予定

担当：健康医療福祉部障害福祉課

共生推進係 TEL 077-528-3541

社会活動係 TEL 077-528-3542